

市県民税の申告の手引き

申告していただく収入等は、申告する年の前年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間のものです。提出いただいた申告書は、市県民税（14 ページ市県民税の概要を参照）を算出する資料となるほか、課税証明書・所得証明書の交付、国民健康保険税の算出などの資料となります。

目次

1	申告が必要かどうか確認してみましょう！	2	ページ
2	申告手続きのご案内	3	ページ
3	申告もれはありませんか？	4	ページ
4	収入がなかった方、非課税収入のみの方の申告について	5	ページ
5	収入があった方の申告書の書き方	6	ページ
6	所得税の確定申告が必要な方	12	ページ
7	用語の解説	13	ページ
8	市県民税の概要	14	ページ
9	マイナンバー（個人番号）の記載と本人確認について	15	ページ
10	市県民税の申告についてのよくある質問	16	ページ

～ 直近の主な税制改正について ～

○「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」に係る定額減税

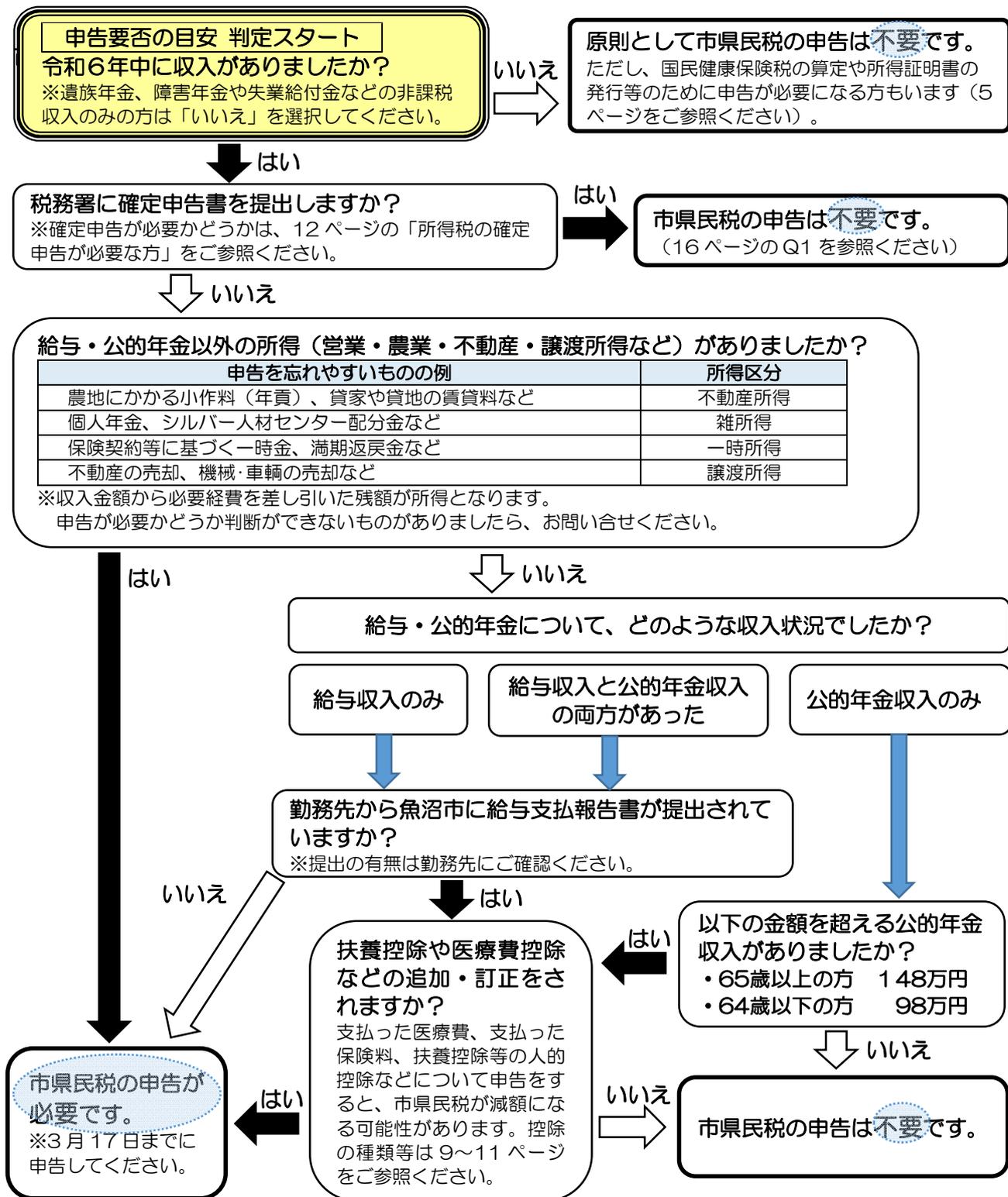
令和 6 年中の合計所得金額が 1,805 万円以下で、市・県民税所得割が課税される納税務者で控除対象配偶者以外の同一生計配偶者がいる場合、令和 7 年度の市・県民税額から 1 万円の税額控除が行われます。

○「異なる課税方式」の選択の廃止

令和 6 年度（令和 5 年分）より、上場株式等の配当所得・譲渡所得等の所得税と市県民税の課税方式を一致させることとなり、異なる課税方式を選択することはできなくなります。これにより、確定申告において申告した「特定配当等に係る所得」や「特定株式等譲渡所得」については、市県民税の「合計所得金額」に算入されます。

1 申告が必要かどうか確認してみましょう！

原則として、令和7年1月1日に魚沼市に住所がある方は市県民税の申告が必要ですが、税務署に確定申告書を提出する方や、会社員や年金受給者で給与・年金以外の所得がない方などは、申告が不要とされています。以下のフローチャートから申告の必要があるかどうか判定してみましょう。



収入状況や控除内容によって、上記の結果のとおりとならない場合もありますので、あくまでも目安としてください。

2 申告手続きのご案内

申告が必要な方は、下記の期間内に忘れずに申告されますようお願いいたします。申告相談会場は、混雑により待ち時間が長くなる場合がありますので、郵送での申告をお勧めします。

1 申告期間

令和7年2月17日（月） ～ 令和7年3月17日（月）

2 申告書の提出方法

- ① 郵送で提出する・・・申告書に必要事項を記入し、必要書類（「4 申告時にお持ちいただくもの」を参照）を添えて下記まで郵送してください。

〒946-8601 魚沼市小出島 910 番地 魚沼市役所 市民福祉部 税務課 市民税係

- ② 申告相談会場で提出する・・・次の「3 申告相談会場のご案内」に記載の会場にお越しください。

3 申告相談会場のご案内 〔市職員が個別に所得状況等をお聞きし、申告書を完成させます。〕

会 場		申告相談の日時	
本庁舎3階	平 日 (月~金)	2月17日（月）から3月17日（月）まで 受 付 事前予約 申告相談(午前) 9時00分から11時30分まで 申告相談(午後) 13時00分から16時00分まで	
	日曜日	2月23日（日）、3月2日（日） 受 付 事前予約 申告相談 9時00分から11時30分まで	
北部庁舎 3階 301 会議室	2月26日（水） 27日（木） 28日（金）	受 付 事前予約	
	入広瀬会館 3階 多目的ホール	3月 3日（月） 3月 4日（火）	申告相談(午前) 9時00分から11時30分まで 申告相談(午後) 13時00分から16時00分まで

※事前予約制です。予約方法については、市報うおぬま 令和7年1月10日号をご覧ください。
※申告が必要でいずれの会場にも来ることができない方は、税務課までご相談ください。

4 申告時にお持ちいただくもの

- ① 本人確認書類（番号確認書類および身元確認書類）→詳しくは15ページをご覧ください。
- ② 給与、公的年金収入のある方・・・源泉徴収票（原本）
- ③ 営業、農業、不動産収入のある方・・・収支内訳書（予め作成のうえご来場ください）
- ④ その他の収入がある方・・・収入金額や必要経費が分かるもの
- ⑤ 医療費控除を申告する方・・・医療費控除の明細書（予め作成のうえご来場ください）、医療費通知
- ⑥ その他各種控除を申告する方・・・支払証明書、領収書等

所得税の確定申告をされる場合は、上記に加えて次のものをお持ちください。

- ⑦ 還付申告をする方・・・本人名義の通帳など（口座番号が分かるもの）
- ⑧ 税務署から申告書やハガキ等の送付を受けている方は、送付された申告書やハガキ等

3 申告もれはありませんか？

申告を忘れてしまいやすい事例を紹介します。判断に迷うものがありましたらご相談ください。

1 所得に関するもの

事 例		解 説
〔1〕	給与や公的年金以外に20万円以下の所得がある方	所得税の確定申告書を提出する義務がない場合でも、 市県民税の申告は必要 です。
〔2〕	田を所有しているが、自分では耕作しておらず、耕作者から地代（いわゆる年貢）を貰っている方 ※地代を米などの現物で貰っている場合も含まれます。	「 不動産所得 」として申告が必要です。 現物（米など）で受領している場合は、市場価格や農協の仮渡単価などを参考にして収入に計上します。 必要経費として、田にかかる固定資産税相当額などを差し引いて所得を計算します。
〔3〕	個人年金にかかる所得がある方	収入金額が必要経費を上回る場合は、「 その他の雑所得 」として申告が必要です。
〔4〕	シルバー人材センター配分金の収入がある方	「 その他の雑所得 」として申告が必要です。家内労働者等の必要経費の特例（☞8 ページ）を受けられる場合もあります。
〔5〕	太陽光発電による売電所得がある方	「 事業所得 」または「 その他の雑所得 」として申告が必要です。

2 控除等に関するもの

事 例		解 説
〔1〕	年金受給者で、申告できる医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除、年金からの天引き分以外の社会保険料控除などがある方	年金所得者が左記の所得控除を受けるためには、申告が必要です。 確定申告が不要とされている方でも、市県民税の申告により税の軽減を受けられる場合があります。
〔2〕	16歳未満の親族（年少扶養親族）を扶養している方	年少扶養親族については、所得控除を受けることはできませんが、 市県民税の非課税判定や、税以外の制度における各種判定等に「扶養親族の人数」が影響する場合がありますので、もれなく申告していただく必要があります。 給与所得者の場合、通常は、年末調整の際の扶養親族申告書に記載することになります。 なお、所得税の確定申告をする場合は、確定申告書第二表「配偶者や親族に関する事項」欄に必ず記載してください。
〔3〕	豪雪の場合において、家屋の倒壊を防止するために、屋根の雪下ろし等の費用を支払った方 水害・火災等により損失を受けた方	災害、盗難、横領により住宅や家財に損失が生じた場合や災害等に関連してやむを得ない支出（左記の雪下ろし費用の支出など）をした場合は、一定の範囲において雑損控除（☞11 ページ）の適用を受けることができます。

5 収入があった方の申告書の書き方

次ページ以降の「申告書の各項目の説明」をご参照のうえ、必要事項を記入してください。

不動産の譲渡所得などの分離課税に係る所得等のある方は、市県民税申告書（分離課税用）とあわせて提出が必要です。詳しくは、税務課にお問合せください。

記入例

令和7年度分 市県民税申告書

令和6年(2024年)1月1日から12月31日までの所得等を記入してください。

この申告書に 関係する所得等 の申告書提出 済の印 魚沼市長 提出年月日 令和 年 月 日	受付印	現住所 令和7年1月1日 現在の住所 フリガナ 氏名	魚沼市小出島910番地 同上 ウオスマ タロウ 魚沼 太郎	行政区域番号 世帯番号 宛名番号 業種又は職業 電話番号	
	提出年月日	氏名	生年月日	会社員 000-0000-0000	
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 9 9 9	明・大・昭・平・令 60 . 5 . 5	世帯主の 氏名	魚沼 太郎
				世帯主 との続柄	本人

「個人番号」欄には、個人番号（マイナンバー）
を記載してください。
詳しくは 15 ページをご参照ください。

社会保険料 控除	国保税	100,000	円
	確定拠出年金	200,000	円
	合計	300,000	円
生命保険料 控除	新生命保険料の計	65,000	円
	旧生命保険料の計		円
	地震保険料の計	5,600	円
	新個人年金保険料の計		円
	旧個人年金保険料の計	60,000	円
	介護医療保険料の計	31,000	円
	合計	122,600	円
障害者控除	1 氏名	魚沼 太郎	障害の程度
	2 氏名		障害の程度
配偶者控除・ 配偶者特別控除・ 同一生計配偶者	氏名	魚沼 花子	配偶者の 合計所得金額
	生年月日	明・大 59 . 7 . 7	0
	個人番号	1 2 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4	
16歳以上の 扶養控除 (扶養親族)	氏名	魚沼 一郎	続柄
	生年月日	明・大 35 . 6 . 6	父
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 8 8 8 8	
	氏名	魚沼 和子	続柄
	生年月日	明・大 35 . 7 . 7	母
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 7 7 7 7 7	
16歳未満の 扶養親族	氏名	魚沼 大	続柄
	生年月日	平・令 30 . 3 . 5	子
	個人番号	1 2 3 4 5 6 6 6 6 6 6 6	
	氏名		
	生年月日	平・令 . . .	
	個人番号		
特別の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国内住所であることを区分記入してください。	扶養控除 額の合計	66	万円
雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	未償還のり又は未償還支店の金額
医療費控除	支払った医療費等	220,000	円
	保険金などで補てんされる金額	90,000	円

収入	事業所得	ア	980,000	円
	不動産所得	ウ	200,000	円
	利子所得	エ		円
	配当所得	オ	50,000	円
	給与所得	カ	3,650,000	円
雑収入	公的年金等 雑収入	キ		円
	業務雑収入	ク		円
	その他雑収入	ケ		円
雑損控除	短期雑損	コ	0	円
	長期雑損	サ	200,000	円
一時所得	一時所得	シ	0	円
所得	事業所得	①		円
	不動産所得	②	-154,000	円
	利子所得	③	123,456	円
	配当所得	④	50,000	円
	給与所得	⑤	2,478,400	円
雑所得	公的年金等 雑所得	⑦		円
	業務雑所得	⑧		円
	その他雑所得	⑨		円
	合計	⑩		円
雑損控除	雑損控除	⑪	100,000	円
所得金額	合計	⑫	2,597,856	円
社会保険料控除	社会保険料控除	⑬	100,000	円
小規模企業 共済等掛金控除	小規模企業 共済等掛金控除	⑭	200,000	円
生命保険料控除	生命保険料控除	⑮	70,000	円
地震保険料控除	地震保険料控除	⑯	11,300	円
寡婦、ひとり親控除	寡婦、ひとり親控除	⑰		円
勤労学生・障害者控除	勤労学生・障害者控除	⑱	260,000	円
配偶者(特別)控除	配偶者(特別)控除	⑲	330,000	円
扶養控除	扶養控除	⑳	660,000	円
基礎控除	基礎控除	㉑	430,000	円
⑬から㉑までの計	⑬から㉑までの計	㉒	2,061,300	円
雑損控除	雑損控除	㉓		円
医療費控除	医療費控除	㉔	30,000	円
合計	合計	㉕	2,091,300	円

7・8 ページ参照

9・11 ページ参照

7 ページ※2 参照

9・11 ページ参照

16 ページQ4 参照

11 ページ参照

セルフアセスメント税制による医療費控除の特例の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の口に「1」と記入してください。
5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市県民税の納税方法
 給与から差引き(特別徴収)
 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

申告書受付	申告書入力	住民税入力

申告書の各項目の説明

「1 収入金額等」「2 所得金額」《その1》

収入・所得の種類ごとに所得金額を計算して、申告書の該当する欄に金額を記入してください。下表の左側のカタカナおよび丸数字は、申告書に対応しています。

なお、申告書の提出の際には、関係書類の添付または提示が必要です。

収入・所得の種類		所得の概要	所得金額の計算方法等
ア・①	事業	営業等	総収入金額－必要経費＝所得金額 収支内訳書により所得金額を計算します。
		農業	
イ・②		農作物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育などから生ずる所得	
ウ・③		不動産	土地や建物などの貸付けから生ずる所得
エ・④		利子	収入金額＝所得金額
オ・⑤		配当	収入金額－負債の利子＝所得金額
カ・⑥		給与	収入金額－給与所得控除額＝所得金額 下記の「給与所得速算表」により計算します。

給与所得速算表

給与等の収入金額 (A)	給与所得金額
～ 550,999 円	0
551,000 円 ～ 1,618,999 円	A－550,000 円
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	$[A \div 4 \text{ (千円未満切捨)}] \times 2.4 + 100,000 \text{ 円}$
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円	$[A \div 4 \text{ (千円未満切捨)}] \times 2.8 - 80,000 \text{ 円}$
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	$[A \div 4 \text{ (千円未満切捨)}] \times 3.2 - 440,000 \text{ 円}$
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	$A \times 0.9 - 1,100,000 \text{ 円}$
8,500,000 円 ～	$A - 1,950,000 \text{ 円}$

※通勤費、転居費、研修費、資格取得費、帰宅旅費等について、特定支出控除を受ける場合は、計算方法が異なります。詳しくは税務署までお問い合わせください。

※所得金額調整控除について

以下に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。

- 給与等の収入が 850 万円を超え、次のいずれかに該当する場合
 - ア. 本人が特別障害者に該当する
 - イ. 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する
 - ウ. 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する
 ⇒所得金額調整控除額＝(給与収入(上限 1,000 万円)－850 万円)×10%

- 給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額が 10 万円を超える場合
 ⇒所得金額調整控除額＝(給与所得(上限 10 万円)＋公的年金等に係る雑所得(上限 10 万円))－10 万円

◎1 の適用を受ける場合は「15 所得金額調整控除に関する事項」に記入が必要です。2 は条件を満たすと適用になります。

(※1) 一般的に、利子所得は源泉分離課税ですので申告は不要です。ただし、国外で支払われる預貯金等の利子など、国内で源泉徴収されないものなどは申告が必要です。貸金の利子は、雑所得に分類されます。

(※2) 令和7年4月1日時点で65歳以上の場合は、給与・公的年金以外の所得、65歳未満の場合は給与所得以外に係る市県民税の納税方法を選択することができます。「特別徴収」は給与から市県民税が天引きされる方式です。「普通徴収」は納税者宛に届く納付書で納めていただく方式です。

5 収入があった方の申告書の書き方 つづき

「1 収入金額等」 「2 所得金額」《その2》

収入・所得の種類		所得の概要	所得金額の計算方法等
キ・⑦	公的年金等	国民年金、厚生年金、恩給、企業年金などの所得	収入金額－公的年金等控除額＝所得金額 下記の「公的年金所得速算表」により計算します。
ク・⑧	雑業務	原稿料、講演料またはネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達などの副収入による所得	総収入金額－必要経費＝所得金額
ケ・⑨	その他	生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金などの上記以外のものによる所得(※3)	総収入金額－必要経費＝所得金額

公的年金所得速算表(単位:円) ※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円までの場合(1,000万円を超える場合の計算方法はお問い合わせください)

年齢	公的年金等の収入額(B)	公的年金所得額
65歳以上 (昭和35年1月1日以前生まれ)	～ 3,299,999円	B－1,100,000円 (マイナスの場合は0)円
	3,300,000円～4,099,999円	B×0.75－275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	B×0.85－685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	B×0.95－1,455,000円
	10,000,000円～	B－1,955,000円
65歳未満 (昭和35年1月2日以後生まれ)	～ 1,299,999円	B－600,000円 (マイナスの場合は0)円
	1,300,000円～4,099,999円	B×0.75－275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	B×0.85－685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	B×0.95－1,455,000円
	10,000,000円～	B－1,955,000円

コ・⑩	総合譲渡	短期	ゴルフ会員権、車両、機械、書画、貴金属などの資産の譲渡から生ずる所得(農業用機械の売却・下取りなども該当します。)	保有期間が5年以内	収入金額－(取得費等+譲渡費用)－特別控除額(譲渡益を限度とし、短期と長期をあわせて最高50万円)＝所得金額	申告書のコ～シには特別控除後の金額を記入し、⑩にはコ+[(サ+シ)×1/2]を記入します。
サ・⑩		長期		保有期間が5年を超える		
シ・⑩	一時	生命保険の一時金、損害保険の満期返戻金、賞金、懸賞当せん金などの所得	総収入金額－収入を得るために支出した金額－特別控除額(原則50万円)			

【※3】【家内労働者等の所得計算の特例について】

家内労働者等とは、家内労働法に規定する家内労働者や、シルバー人材センターの配分金を受ける人、外交員、集金人、検針人のほか、特定の人に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人を言います。事業所得または雑所得は、総収入金額から実際にかかった必要経費を差し引いて計算することが原則ですが、家内労働者等の場合には、実際にかかった経費が55万円未満であっても55万円まで必要経費として認める特例があります。しかし、無条件に55万円の経費が認められるものではありません。以下に注意がしてください。

- ・給与収入がある方は、55万円から給与所得控除の額を差し引いた額が特例の必要経費となります。したがって給与収入が55万円以上あるときは、この特例は受けられません。
- ・家内労働者等にかかる所得以外に、事業(営業等・農業)所得や公的年金等以外の雑所得(個人年金等)を有する場合には、これらを含めたところで55万円の特例が適用されます(これらの所得の必要経費の合計が55万円を超えることはありません)。
- ・特例の必要経費額は、事業所得や公的年金等以外の雑所得の収入金額が限度です。特例の経費を受けて所得を赤字にすることはできません。

5 収入があった方の申告書の書き方 つづき

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」「4 所得から差し引かれる金額」《その1》

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」に必要事項を記入し、以下により計算した控除額を「4 所得から差し引かれる金額」に記入してください。

なお、申告書の提出に際しては、関係書類の添付または提示が必要です。

所得控除の種類		控除の概要・控除額				
⑬	社会保険料控除	概要	あなたや生計を一にする（※13 ページ）配偶者その他の親族が負担することになっている次の社会保険料で、あなたが支払ったり、あなたの給与や年金から差し引かれたりした保険料がある場合の控除 健康保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、労働保険料、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、厚生年金保険料など			
		控除額	支払金額			
⑭	小規模企業共済等掛金控除	概要	あなたが、小規模企業共済法に規定された共済契約（旧第二種共済契約を除く）に基づく掛金、確定拠出年金法の企業型・個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金を支払った場合の控除			
		控除額	支払金額			
⑮	生命保険料控除	概要	生命保険や介護医療保険、個人年金保険で、あなたが支払った保険料がある場合の控除 旧契約・・・平成23年12月31日以前に締結した保険契約等 新契約・・・平成24年1月1日以後に締結や更新した保険契約等			
		旧契約	種類	一般生命保険料・個人年金保険料		
			限度額	それぞれ35,000円を上限とし、控除限度額は70,000円		
			控除額計算表	保険料の支払金額	生命保険料控除額	
				～15,000円	保険料の全額	
				15,001円～40,000円	保険料×1/2+7,500円	
				40,001円～70,000円	保険料×1/4+17,500円	
		70,001円～	一律35,000円			
		新契約	種類	一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料		
			限度額	それぞれ28,000円を上限とし、控除限度額は70,000円		
控除額計算書	保険料の支払金額		生命保険料控除額			
	～12,000円		保険料の全額			
	12,001円～32,000円		保険料×1/2+6,000円			
	32,001円～56,000円	保険料×1/4+14,000円				
56,001円～	一律28,000円					
※一般生命保険料と個人年金保険料、介護医療保険料の複数の保険料がある場合 $\left(\begin{array}{l} \text{一般生命保険料について求めた控除額} \\ \text{（限度額：旧契約のみ35,000円、新契約のみ及び新旧契約が混在した場合28,000円）} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{個人年金保険料について求めた控除額} \\ \text{（限度額：旧契約のみ35,000円、新契約のみ及び新旧契約が混在した場合28,000円）} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{介護医療保険料について求めた控除額} \\ \text{（限度額：28,000円）} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{l} \text{生命保険料控除額} \\ \text{※限度額70,000円} \end{array} \right)$						

5 収入があった方の申告書の書き方 つづき

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」「4 所得から差し引かれる金額」《その2》

所得控除の種類		控除の概要 及び 控除額			
⑯	地震保険料控除	概要	損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料がある場合の控除（平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等について、あなたが支払った旧長期損害保険料がある場合を含む）		
		控除額	区分	保険料の支払金額	地震保険料控除額
			地震	～ 50,000 円	保険料×1/2
				50,001 円 ～	一律 25,000 円
			旧長期	～ 5,000 円	保険料の全額
				5,001 円 ～ 15,000 円	保険料×1/2+2,500 円
15,001 円 ～	一律 10,000 円				
地震と旧長期の両方の保険料の支払いがある場合は、それぞれ上記で計算した控除額の合計額 ※控除の限度額 25,000 円					

⑰ ⑱	寡婦控除 ・ ひとり親控除	あなたが次に該当するひとり親か寡婦である場合の控除		/		
		共通	①あなたの合計所得金額（☞13 ページ）が500万円以下 ②事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと			
		③	現に婚姻していない方または配偶者が生死不明などの方で、総所得金額等（☞13 ページ）が48万円以下の生計を一にする子（あなた以外の方の同一生計配偶者や扶養親族とされている方を除く）がいる		ひとり親	30万円
		④	上記の「ひとり親」に当たらない方で、いずれかに当てはまる方 ◆ 夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫が生死不明などの方 ◆ 夫と離別した後婚姻をしていない方で、合計所得金額（☞13 ページ）48万円以下の扶養親族（あなた以外の方の同一生計配偶者や扶養親族とされている方を除く）を有する方		寡婦	26万円
⑲	勤労学生控除	あなたが勤労学生である場合の控除 ※合計所得金額（☞13 ページ）が75万円より多い方や勤労によらない所得が10万円より多い方は、この控除を受けることはできません。		26万円		
⑳	障害者控除	あなたや同一生計配偶者（☞13 ページ）、扶養親族（☞13 ページ）が、右に該当する場合の控除	障害者（☞13 ページ）	26万円		
			特別障害者（☞13 ページ）	30万円		
			同居特別障害者（☞13 ページ）	53万円		
㉑	扶養控除	あなたに控除対象扶養親族（☞13 ページ）がいる場合の控除	一般の控除対象扶養親族	33万円		
			特定扶養親族（☞13 ページ）	45万円		
			老人扶養親族（☞13 ページ）	同居老親等	45万円	
				同居老親等以外	38万円	
㉒	基礎控除	あなたの合計所得金額（☞13 ページ）が2,500万円以下の場合に適用される控除	2,400万円以下	43万円		
			2,400万円超 2,450万円以下	29万円		
			2,450万円超 2,500万円以下	15万円		
			2,500万円超	適用なし		

5 収入があった方の申告書の書き方 つづき

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」「4 所得から差し引かれる金額」《その3》

所得控除の種類		控除の概要		控除額			
		あなたの合計所得金額の区分		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
		配偶者の区分					
⑳	配偶者控除	あなたに控除対象配偶者(☞13ページ)がいる場合の控除	一般の控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円	
			老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	
㉑	配偶者特別控除	あなたに生計を一にする(☞13ページ)配偶者がいる場合で、配偶者の合計所得金額(☞13ページ)に応じて受けられる控除	配偶者の合計所得金額	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
				100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
				105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
				110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
				115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
				120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
				125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
		130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円		

㉒	雑損控除	概要	次のいずれかに該当する場合の控除 ・あなたや、総所得金額等(☞13ページ)が48万円以下の配偶者その他の親族で生計を一にする(☞13ページ)方が、水害・火災・地震等の災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合 ・あなたが災害等に関連してやむを得ない支出(災害関連支出※)をした場合 ※災害関連支出とは、災害等に関連して住宅家財等の取壊し又は除却などのためにした支出をいいます。豪雪の場合における屋根の雪下ろし等の費用は、災害関連支出にあたりません。
		控除額	次のいずれか多い金額 ① (損失額－保険等による補てん金額)－(総所得金額等×10%) ② 災害関連支出の金額－5万円
㉓	医療費控除	従来分	あなたや生計を一にする(☞13ページ)配偶者その他の親族のために支払った医療費が、一定の金額以上ある場合の控除 (支払った医療費－保険等による補てん金額)－(総所得金額等×5%と10万円のいずれか少ない方の金額) ※控除の限度額200万円
		特例分	【セルフメディケーション税制(平成29年から令和8年までの特例)】 あなたがその年中に健康診断や予防接種など一定の取組を行っており、あなたや生計を一にする(☞13ページ)配偶者その他の親族のために支払った特定一般用医薬品等購入費がある場合の控除
		控除額	(支払った特定一般用医薬品等購入費－保険等による補てん金額)－1万2千円 ※控除の限度額8万8千円
			従来の医療費控除とセルフメディケーション税制による医療費控除の特例を併せて受けることはできません。

※ 所得控除のうち生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦・ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除については、市県民税の控除額と所得税の控除額が異なりますので、注意してください。

6 所得税の確定申告が必要な方

次の①～④のいずれかに当てはまる方は、所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要です。

<p>① 給与所得がある方</p> <p>大部分の方は、年末調整により所得税等が精算されるため申告は不要です。</p>	<p>次の計算において残額があり、さらに(1)から(6)のいずれかに該当する</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>各種の所得の合計額（譲渡所得や山林所得を含む）から、所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求めます。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>課税される所得金額に所得税の税率を乗じて、所得税額を求めます。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>所得税額から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を差し引きます。</p> </div> </div> <p>(1) 給与の収入金額が 2,000 万円を超える (2) 給与を 1 か所から受けていて、各種の所得金額（給与・退職所得を除く）の合計額が 20 万円を超える (3) 給与を 2 か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与・退職所得を除く）との合計額が 20 万円を超える ※ 給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額（雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く）を差し引いた残りの金額が 150 万円以下で、さらに各種の所得金額（給与・退職所得を除く）の合計額が 20 万円以下の方は、申告は不要です。 (4) 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた (5) 給与について、災害減税法により所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた (6) 在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払を受ける際に所得税及び復興特別所得税を源泉徴収されないこととなっている</p>
<p>② 公的年金等に係る雑所得のみの方</p>	<p>公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと、残額がある ※公的年金等の収入金額が 400 万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。</p>
<p>③ 退職所得がある方</p>	<p>外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある ※退職所得は、一般的に、退職金の支払の際に支払者が所得税及び復興特別所得税を徴収する源泉徴収だけで所得税及び復興特別所得税の課税は済まされ、その退職所得について申告は不要です。なお、退職所得以外の所得がある方は、①または④を参照してください。</p>
<p>④ ①～③以外の方</p>	<p>次の計算において残額がある</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>各種の所得の合計額（譲渡所得や山林所得を含む）から、所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求めます。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>課税される所得金額に所得税の税率を乗じて、所得税額を求めます。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>所得税額から、配当控除額を差し引きます。</p> </div> </div> <p>※公的年金等の収入額が 400 万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。</p>

※上場株式等に係る譲渡損失と配当所得との損益通算及び繰越控除の特例などの適用を受けようとする方は、①～④に当てはまらない場合であっても確定申告書の提出が必要な場合があります。

！！注意！！

所得税及び復興特別所得税の確定申告が不要とされる方であっても、市県民税の申告が必要な場合があります。

2 ページ「1 申告が必要かどうか確認してみましょう！」をご参照ください。

所得税に関して詳しく知りたい場合は、小千谷税務署にお問い合わせください。

小千谷税務署 ☎0258-83-2090（自動音声案内）

7 用語の解説

この手引きにおいて使用している用語の解説です。

<p>◆総所得金額等</p> <p>次の①と②の合計額に、山林所得金額を加算（所得税は退職所得金額も加算）した金額です。</p> <p>※申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算した金額です。</p> <p>①事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益通算後の金額）</p> <p>②総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の2分の1の金額</p> <p>ただし、次の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・純損失や雑損失の繰越控除 ・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除 ・特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除 ・上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除 ・特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除 ・先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除 	<p>◆同居特別障害者</p> <p>特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている方</p> <p>※老人ホームなどへ入所している場合は、同居を常としているとはいえません。</p>
<p>◆合計所得金額</p> <p>次の①と②の合計額に、山林所得金額を加算（所得税は退職所得金額も加算）した金額です。</p> <p>※申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算した金額です。</p> <p>①事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益通算後の金額）</p> <p>②総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の2分の1の金額</p> <p>ただし、「◆総所得金額等」で掲げた繰越控除を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。</p>	<p>◆同一生計配偶者</p> <p>配偶者のうち、次のいずれにも該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況において、あなたと生計を一にしている。 ・令和6年分の合計所得金額が48万円以下である。 ・青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていないまたは白色申告者の事業専従者でない。 <p>※収入がパート収入（給与所得）だけの配偶者の場合は、その収入金額から計算した給与所得の金額が、配偶者の合計所得金額になります。</p> <p>※収入が公的年金等だけの配偶者の場合は、その収入金額から計算した雑所得の金額が、配偶者の合計所得金額になります。</p>
<p>◆生計を一にする</p> <p>日常生活の資を共にすることをいいます。</p> <p>会社員、公務員などが勤務の都合により家族と別居しているまたは親族が修学、療養などのために別居している場合でも、①生活費、学資金または療養費などを常に送金しているときや、②日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には他の親族のもとで起居を共にしているときは、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。</p>	<p>◆控除対象配偶者</p> <p>あなたの合計所得金額が1,000万円以下である場合の同一生計配偶者</p> <p>◆老人控除対象配偶者</p> <p>控除対象配偶者のうち、昭和30年1月1日以前に生まれた方（年齢が70歳以上の方）</p>
<p>◆障害者</p> <p>令和6年12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況において、次のいずれかに該当する、精神や身体に障害のある方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている方 ・精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方（療育手帳の発行を受けている方など） ・65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方 など 	<p>◆扶養親族</p> <p>令和6年12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況において、次のいずれにも該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内姻族）、都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）または市町村長から養護を委託された老人である。 ・あなたと生計を一にしている。 ・令和6年分の合計所得金額が48万円以下である。 ・青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていないまたは白色申告者の事業専従者でない。 <p>◆控除対象扶養親族</p> <p>扶養親族のうち、平成21年1月1日以前に生まれた方（年齢が16歳以上の方）</p>
<p>◆特別障害者</p> <p>障害者のうち、次の特に重度の障害のある方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級または二級と記載されている方 ・精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級と記載されている方 ・重度の知的障害者と判定された方（療育手帳に障害の程度がAと記載されている方など） ・いつも病床にいて、複雑な介護を受けなければならない方 など 	<p>◆特定扶養親族</p> <p>控除対象扶養親族のうち、平成14年1月2日から平成18年1月1日までの間に生まれた方（年齢が19歳以上23歳未満の方）</p> <p>◆老人扶養親族</p> <p>控除対象扶養親族のうち、昭和30年1月1日以前に生まれた方（年齢が70歳以上の方）</p> <p>◆同居老親等</p> <p>老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方</p> <p>※老人ホームなどへ入所している場合は、同居を常としているとはいえません。</p> <p>◆市県民税</p> <p>個人の市民税と個人の県民税を合わせて、この手引きでは「市県民税」と表記しています。</p> <p>「個人住民税」または「住民税」と呼ばれることもあります。</p>

8 市県民税の概要

市県民税は、魚沼市民の皆さんが居住している地域で提供される市や県の行政サービスについて、必要な費用を担税力（税金を負担する能力）に応じて広く負担していただくもので、地方税の一つです。

1 納税義務者

毎年1月1日（賦課期日）現在の状況で下表に該当する人が納税義務者となります。

納税義務者	均等割	所得割
魚沼市内に住所のある人	○	○
魚沼市内に事務所、事業所または家屋敷を所有している人で、魚沼市内に住所のない人	○	—

※1月2日以降に他の市区町村に転出された場合でも、1月1日現在の住所が魚沼市であれば、魚沼市で課税されます。また、1月2日以降に亡くなられた場合は、相続人に納税義務が継承されます。

2 税額

市県民税の税額は、納税義務者から均等に負担していただく「均等割」と、前年の所得に応じて負担していただく「所得割」の合計額となります。

•均等割……《市》3,000円 + 《県》1,000円 + 《国》1,000円※ = 5,000円

※令和6年度から国内に住所を有する個人に対して、森林環境税（年額1,000円）が課税され、市・県民税と併せて市が徴収を行っています。税収は全額が森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

•所得割……課税標準額×税率10%（《市》6% + 《県》4%）－（調整控除、税額控除）

※課税標準額 …… 所得金額（収入－必要経費等）－ 所得控除額

なお、不動産の譲渡所得など分離課税の所得に対しては、上記と異なる税率が適用されます。

3 市県民税がかからない人

•均等割、所得割ともにかからない人

- (1) 生活保護法による生活扶助を受けている人
- (2) 障害者、未成年者（1月1日時点で18歳未満の方が対象となります。ただし、既婚者または婚姻歴がある方は18歳未満であっても未成年者とみなされません）、寡婦またはひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の人
- (3) 前年の合計所得金額が以下の計算式で求めた額以下の人
 $28\text{万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 16\text{万}8\text{千円} \ast + 10\text{万円}$
 $\ast 16\text{万}8\text{千円}$ は同一生計配偶者または扶養親族のある人のみ加算となります。
 扶養親族には、年少扶養親族（16歳未満）も含まれます。

•所得割のかからない人

前年の総所得金額等が以下の計算式で求めた額以下の人

$35\text{万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 32\text{万円} \ast + 10\text{万円}$

※32万円は同一生計配偶者または扶養親族のある人のみ加算となります。

扶養親族には、年少扶養親族（16歳未満）も含まれます。

4 市県民税の納税（徴収）方法

納税（徴収）区分		納税通知書の交付時期	納税方法の概要等
普通徴収		6月15日頃	6月から翌年1月までの8回に分けて、納付書または口座振替により納税していただきます。
特別徴収	給与所得者	5月15日頃（給与の支払者を通じて交付）	6月から翌年5月までの12回に分けて、各月の給与からの天引きにより納税していただきます。
	65歳以上の公的年金等所得者	6月15日頃	4月から翌年2月までの偶数月に、年金からの天引きにより納税していただきます。

公的年金からの特別徴収該当者で公的年金以外の所得がある場合など、納税義務者の所得状況等によっては、複数の徴収区分に該当することがあります。

9 マイナンバー（個人番号）の記載と本人確認について

番号法の施行に伴い、市県民税申告書にマイナンバー（個人番号）を記載する必要があります。また、マイナンバー（個人番号）を記載した申告書を提出する際には、なりすまし防止のため、本人確認書類の提示または添付が必要です。

1 マイナンバー（個人番号）の記載について

市県民税申告書には、申告者本人のマイナンバー（個人番号）の記載が必要です。

また、控除対象配偶者または扶養親族がいる場合は、その方のマイナンバー（個人番号）の記載が必要です。

5・6 ページの記入例をご参照ください。

2 本人確認の実施について

マイナンバー（個人番号）を記載した申告書を提出いただく場合は、本人確認（番号確認、身元確認）を行います。また、代理人が申告書を提出する場合は、代理権の確認と代理人の身元確認も行います。

A 番号確認書類	B 身元確認書類
申告者のマイナンバーを確認できる書類	記載したマイナンバーの持ち主（または代理人）の身元を確認できる書類
・マイナンバーカード（裏面） ・個人番号が記載された住民票または住民票記載事項証明書	・マイナンバーカード（表面） ・顔写真のある身分証明書 〔運転免許証、パスポート、障害者手帳など〕 ・上記がない場合 〔被保険者証、年金手帳など〕

○本人が申告会場で申告書を提出する場合

- ・申告者本人の A
 - ・申告者本人の B
- の提示が必要です。

（マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードだけで本人確認が可能です。）

○代理人が申告会場で申告書を提出する場合

- ・申告者本人の A
 - ・代理人の B
 - ・代理権の確認書類（原則として委任状）
- の提示が必要です。

○郵送で申告書を提出する場合

- ・申告者本人の A
 - ・申告者本人の B
- の写しを添付してください。

※控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者など本人以外のマイナンバー（個人番号）を申告書に記載する場合は、それらの方の確認書類の提示は不要です。

10 市県民税の申告についてよくある質問

Q1 税務署に所得税の確定申告書を提出した場合でも、市県民税の申告が必要ですか？

所得税の確定申告書を提出した場合は、確定申告の内容に基づいて市県民税が課税されますので、あらかじめ市県民税の申告をする必要はありません。

Q2 給与のほかに10万円ほどの不動産所得があります。市県民税の申告は必要ですか？

給与と所得以外の所得が20万円以下なので所得税の確定申告は不要ですが、市県民税の申告は金額の多少にかかわらず必要です。

Q3 年金受給者で年金収入が400万円以下の人は申告しなくていいのですか？

「公的年金収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の人」は、所得税の確定申告が不要とされています。

しかし、市県民税においては、年金収入以外の所得がある場合は、その所得金額が20万円以下であっても申告が必要です。

また、申告により追加できる医療費控除や生命保険料控除、地震保険料控除などの控除を受けようとする場合は、市県民税の申告が必要です。

Q4 控除の対象とならない16歳未満の親族を扶養していますが、申告が必要ですか？

年少扶養親族については、平成24年度（平成23年分）から扶養控除の対象ではなくなったため、所得税においては、年少扶養親族の人数は税額に影響しません。

しかし、市県民税は、「扶養親族の人数」により均等割・所得割の非課税判定を行いますし、税金以外の制度において、年少扶養親族の人数が影響する場合がありますので、漏れなく申告（給与所得者の場合、年末調整の際の扶養親族申告書に記載）していただく必要があります。

なお、所得税の確定申告をする場合は、確定申告書第二表「配偶者や親族に関する事項」欄に必ず記載してください。

Q5 ふるさと納税をすると税金が還付されますか？

都道府県や市区町村など、地方自治体への寄附（＝ふるさと納税）をした場合、申告をすることで、所得税や市県民税において「控除」の適用を受けることができます。

これは、ふるさと納税をした金額がそのまま還付されるのではなく、あくまで税の申告をすることで税額が軽減される仕組みです。したがって、所得税額が0円の方や、市県民税の所得割が非課税の方は、軽減される税額そのものがないため、ふるさと納税をすることによる還付や軽減はありません。

なお、ふるさと納税について、確定申告をする場合は、確定申告書第二表「住民税・事業税に関する事項」欄の「都道府県、市区町村への寄附」に必ず記載してください。

Q6 従来の医療費控除の計算に、セルフメディケーション税制の対象商品を含めてよいですか？

セルフメディケーション税制の対象商品であっても、従来の医療費控除の対象となり得るもので、治療のために購入したものであれば、従来の医療費控除に含めていただいて構いません。

市県民税の申告に関する問い合わせ先

〒946-8601 魚沼市小出島910番地

魚沼市役所 市民福祉部 税務課 市民税係

電話 025-792-9751

FAX 025-792-5600

E-mail zeimu@city.uonuma.niigata.jp